

協発第 210323-05 号
令和 3 年 3 月 23 日

日本ジェネリック製薬協会
会長 澤井 光郎 殿

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹



ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案を踏まえた
貴会の今後の対応方針について

貴会におかれては、日々、ジェネリック医薬品をはじめとした医薬品産業の発展や医療保険制度の持続可能性の確保にご尽力賜り、医療保険者として、厚くお礼申し上げます。

少子高齢化の進展等により、社会保障費が増大する中、ジェネリック医薬品は、医療保険制度の持続可能性の確保や、患者の医療費負担の軽減を図る観点から、我が国の医療保険において不可欠の役割を担っています。

このため、当協会においても、2008年10月の発足以来、ジェネリック医薬品の使用促進を最重要事業の一つとして位置付け、本部及び47都道府県支部の総力を挙げて取り組んで参りました。

その結果、当協会におけるジェネリック医薬品の使用割合は、令和2年11月時点で79.96%（船員保険は82.2%）となっており、国が掲げていた80%という目標を概ね達成しています。

来年度からは、三年間の中期計画である保険者機能強化アクションプラン(第5期)を開始しますが、同プランにおいても、全支部で使用割合を80%以上とするKPIを掲げ、更なる使用促進に取り組むこととしています。

こうした中、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案が立て続けに発生していることを非常に重く受け止めており、私どもの加入者からも不安の声が多く寄せられております。また、今月17日に開催した、当協会の運営方針や予算等の重要事項を審議・決定する機関である運営委員会をはじめ、支部評議会や船員保険協議会においても、複数の委員から同様の問題意識が提起されました。

こうした状況を踏まえると、国民や医師、薬剤師等のジェネリック医薬品に対する信頼回復を図っていただくことが急務であると考えます。このため、貴会の号令により、ジェネリック医薬品業界全体として、医薬品の適正な製造管理や品質管理の徹底、コンプライアンスの徹底等について、万全の体制を整備して取り組んでいただくとともに、国民が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、国民向けの分かりやすいメッセージを発信していただくようお願いいたします。

なお、当協会が、今後も継続してジェネリック医薬品の使用促進に取り組むためには、上記に関する貴会の誠意ある対応が大前提になると考えておりますので、年度末の大変お忙しい時期に大変恐縮ではありますが、貴会における現状認識や今後の対応方針等について、ご回答賜りますようお願いいたします。